

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」関連法令

| | | |
|--|---|--|
| <p>持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 (平成11年7月28日 法律第110号)</p> <p>最終改正：平成25年11月22日 法律第76号</p> <p>(目的) 第1条 この法律は、持続性の高い農業生産方式の導入を促進するための措置を講ずることにより、環境と調和のとれた農業生産の確保を図り、もって農業の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この法律において「持続性の高い農業生産方式」とは、土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であって、次に掲げる技術のすべてを用いて行われるものをいう。 一 たい肥その他の有機質資材の施用に関する技術であって、土壌の性質を改善する効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの</p> | <p>持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令 (平成11年10月22日 政令第334号)</p> <p>最終改正：平成22年4月23日 政令第127号</p> <p>内閣は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第百十号）第六条の規定に基づき、この政令を制定する。</p> | <p>持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則 (平成11年10月22日 農林水産省令第69号)</p> <p>最終改正：令和2年9月28日 農林水産省令第63号</p> <p>持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第2条並びに第4条第1項、第2項第3号及び第3項（第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則を次のように定める。</p> <p>(持続性の高い農業生産方式に係る技術) 第1条 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（以下「法」という。）第2条第1号の農林水産省令で定める技術は、次に掲げるものとする。 一 たい肥等有機質資材施用技術（土壌有機物含有量、可給態窒素含有量その他の土壌の性質について調査を行い、その結果に基づき、たい肥その他の有機質資材であって炭素窒素比がおおむね10から150の範囲にあるものを農地に施用する技術をいう。） 二 緑肥作物利用技術（土壌有機物含有量、可給態窒素含有量その他の土壌の性質について調査を行い、その結果に基づき、緑</p> |
|--|---|--|

| 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 | 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令 | 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則 |
|--|-----------------------------|--|
| <p>二 肥料の施用に関する技術であって、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの</p> <p>三 有害動植物の防除に関する技術であって、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高いものとして農林水産省令で定めるもの</p> | | <p>肥作物を栽培して、農地にすき込む技術をいう。)</p> <p>2 法第2条第2号の農林水産省令で定める技術は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 局所施肥技術（肥料を作物の根の周辺に集中的に施用する技術をいう。)</p> <p>二 肥効調節型肥料施用技術（肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第2条第2項に規定する普通肥料のうち、アセトアルデヒド縮合尿素、イソブチルアルデヒド縮合尿素、オキサミド、石灰窒素、被覆加里肥料、被覆窒素肥料、被覆複合肥料、ホルムアルデヒド加工尿素肥料若しくは硫酸グアニル尿素、これらの肥料の一種以上が原料として配合されるもの又は土壌中における硝酸化成を抑制する材料が使用されたものを施用する技術をいう。)</p> <p>三 有機質肥料施用技術（有機質（動植物質のものに限る。）を原料として使用する肥料を施用する技術をいう。)</p> <p>3 法第2条第3号の農林水産省令で定める技術は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 温湯種子消毒技術（種子を温湯に浸漬することにより、当該種子に付着した有害動植物を駆除する技術をいう。)</p> <p>二 機械除草技術（有害植物を機械的方法により駆除する技術をいう。)</p> <p>三 除草用動物利用技術（有害植物を駆除するための小動物の農地における放し飼いをを行う技術をいう。)</p> <p>四 生物農薬利用技術（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第2項の天敵であって、同法第3条第1項又は第34条</p> |

| | | |
|--------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 | 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令 | 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則 |
|--------------------------|-----------------------------|------------------------------|

| | | |
|--|--|---|
| <p>(導入指針)</p> <p>第3条 都道府県は、当該都道府県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（以下「導入指針」という。）を定めることができる。</p> <p>2 導入指針においては、都道府県における主要な種類の農作物について、都道府県の区域又は自然的条件を考慮して都道府県の区域を</p> | | <p>第1項の登録を受けたものを利用する技術をいう。)</p> <p>五 対抗植物利用技術（土壌中の有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止する効果を有する植物を栽培する技術をいう。)</p> <p>六 抵抗性品種栽培・台木利用技術（有害動植物に対して抵抗性を持つ品種に属する農作物を栽培し、又は当該農作物を台木として利用する技術をいう。)</p> <p>七 天然物質由来農薬利用技術（有効成分が化学的に合成されていない農薬として農林水産大臣が定めるものを利用する技術をいう。)</p> <p>八 土壌還元消毒技術（土壌中の酸素の濃度を低下させることにより、土壌中の有害動植物を駆除する技術をいう。)</p> <p>九 熱利用土壌消毒技術（土壌に熱を加えてその温度を上昇させることにより、土壌中の有害動植物を駆除する技術をいう。)</p> <p>十 光利用技術（有害動植物を駆除し、又はそのまん延を防止するため、有害動植物を誘引し、若しくは忌避させ、又はその生理的機能を抑制する効果を有する光を利用する技術をいう。)</p> <p>十一 被覆栽培技術（農作物を有害動植物の付着を防止するための資材で被覆する技術をいう。)</p> <p>十二 フェロモン剤利用技術（農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤であって、農薬取締法第3条第1項又は第34条第1項の登録を受けたものを使用する技術をいう。)</p> <p>十三 マルチ栽培技術（土壌の表面を有害動植物のまん延を防止するための資材で被覆する技術をいう。)</p> |
|--|--|---|

| | | |
|--------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 | 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令 | 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則 |
|--------------------------|-----------------------------|------------------------------|

| | | |
|---|--|---|
| <p>分けて定める区域ごとに、当該農作物及び地域の特性に即し、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 導入すべき持続性の高い農業生産方式の内容</p> <p>二 前号に該当する農業生産方式の導入の促進を図るための措置に関する事項</p> <p>3 導入指針においては、前項各号に掲げる事項のほか、同項第一号に該当する農業生産方式の導入を促進するために必要な事項を定めるよう努めるものとする。</p> <p>4 都道府県は、情勢の推移により必要が生じたときは、導入指針を変更することができる。</p> <p>5 都道府県は、導入指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>(導入計画の認定)</p> <p>第4条 農業を営む者は、農林水産省令で定めるところにより、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 導入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 持続性の高い農業生産方式の導入に関する目標</p> <p>二 前号の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項</p> <p>三 その他農林水産省令で定める事項</p> | | <p>(導入計画の認定申請手続)</p> <p>第2条 法第4条第1項の導入計画は、別記様式により作成するものとする。</p> |
|---|--|---|

| 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 | 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令 | 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則 |
|--|-----------------------------|--|
| <p>3 都道府県知事は、第1項の認定の申請があった場合において、その導入計画が導入指針に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(導入計画の変更等)</p> <p>第5条 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)は、当該認定に係る導入計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、認定農業者が前条第1項の認定に係る導入計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定導入計画」という。)に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>3 前条第3項の規定は、第1項の認定について準用する。</p> | | <p>(導入計画の記載事項)</p> <p>第3条 法第4条第2項第3号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 持続性の高い農業生産方式を導入しようとする農地の土壌の性質についての調査の結果</p> <p>二 導入指針に土壌の性質を改善するために実施することが必要な措置に関する事項が定められている場合にあつては、当該措置の実施に関する事項</p> <p>(導入計画の認定基準)</p> <p>第4条 法第4条第3項(法第5条第3項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 導入計画が導入指針に照らし適切なものであること。</p> <p>二 導入しようとする農業生産方式に係る農作物の作付面積が、導入計画を作成した農業者に係る当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の相当部分を占めていること。</p> <p>三 導入計画の達成される見込みが確実であること。</p> <p>四 法第4条第2項第2号及び第3号に掲げる事項が同項第1号の目標を達成するため適切なものであること。</p> |

| 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 | 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令 | 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則 |
|---|---|------------------------------|
| <p>(農業改良資金融通法の特例)</p> <p>第6条 農業改良資金融通法(昭和31年法律第102号)第2条の農業改良資金(同法第4条の特定地域資金を除く。)のうち政令で定める種類の資金であつて、認定農業者が認定導入計画に従つて持続性の高い農業生産方式を導入するのに必要なものについての同法第4条(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第4条中「10年(地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金(以下この条において「特定地域資金」という。)にあつては、12年)」とあるのは、「12年」とする。</p> <p>第7条 削除</p> <p>(援助)</p> <p>第8条 国及び都道府県は、認定導入計画の達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあっせんその他の援助を行うよう努めるものとする。</p> <p>(報告徴収)</p> <p>第9条 都道府県知事は、認定農業者に対し、認定導入計画の実施状況について報告を求めることができる。</p> <p>(罰則)</p> <p>第10条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業</p> | <p>持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(以下「法」という。)第6条の政令で定める種類の資金は、農林水産大臣が定める基準に基づき、農業者が、化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材を原則として使用しない農業又はその地域において通常行われる有害動植物の防除若しくは施肥と比較して化学的に合成された農薬若しくは肥料の使用を減少させる農業を導入し、かつ、その農業の生産行程の総合的な改善を行う生産方式を導入するために必要な資金とする。</p> <p>農業改良資金融通法 (昭和31年5月12日法律第102号) 最終改正：平成25年11月22日法律第76条 (定義)</p> <p>第二条 この法律において「農業改良資金」とは、農業改良措置(農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することをいう。以下同じ。)を実施するのに必要な次に掲げる資金をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 施設の改良、造成又は取得に必要な資金 二 永年性植物の植栽又は育成に必要な資金 三 家畜の購入又は育成に必要な資金 四 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要な資金で農林水産大臣が指定するもの <p>(貸付金の利率、償還期限等)</p> <p>第四条 前条第一項第一号の貸付けは、無利子とし、その償還期限(据置期間を含む。第八条第一項において同じ。)は十年(地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金(以下この条において「特定地域資金」という。)にあつては、十二年)以内、据置期間は三年(特定地域資金にあつては、五年)以内で公庫が定める。</p> | |

| 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 | 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令 | 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則 |
|--|--|---|
| <p>者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。</p> <p>附 則 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則（平成14年5月29日法律第51号）抄 （施行期日） 第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年3月30日法律第6号）抄 （施行期日） 第1条 この法律は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>（罰則に関する経過措置） 第157条 この法律（附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>（その他の経過措置の政令への委任） 第158条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則（平成22年4月9日法律第23号）抄</p> | <p>附 則 この政令は、法の施行の日（平成11年10月25日）から施行する。</p> <p>附 則（平成14年6月21日政令第222号）抄 （施行期日） 第1条 この政令は、農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律の施行の日（平成14年7月1日）から施行する。</p> <p>附 則（平成22年4月23日政令第127号）抄 （施行期日） 第1条 この政令は、改正法の施行の日（平成22年10月1日）から施行する。</p> | <p>附 則 この省令は、法の施行の日（平成11年10月25日）から施行する。</p> <p>附 則（平成18年3月16日農林水産省令第11号） この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年3月19日農林水産省令第10号） この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年10月8日農林水産省令第66号） この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成28年3月30日農林水産省令第20号） この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成30年11月30日農林水産省令第75号）抄 （施行期日） 一 この省令は、農薬取締法の一部を改正する法律の施行の日（平成30年12月1日）から施行する。</p> <p>附 則（令和元年5月7日農林水産省令第1号） （施行期日） 第1条 この省令は公布の日から施行する。 （経過措置） 第2条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式</p> |

| 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 | 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令 | 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則 |
|--|-----------------------------|--|
| <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第3条中農業信用保証保険法第66条第1項及び第68条から第70条までの改正規定並びに附則第14条の規定公布の日</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第14条 附則第2条から第4条まで及び第8条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>附 則 (平成23年8月30日法律第105号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この法律は、交付の日から施行する。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第81条 この法律(附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第82条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は政令で定める。</p> | | <p>(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。</p> <p>二 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。</p> <p>附 則 (令和2年9月28日農林水産省令第63号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この省令は、肥料取締法の一部を改正する法律(第2条第2項において「改正法」という。)の施行の日(令和2年12月1日)から施行する。</p> <p>(肥料取締法施行規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第2条 この省令の施行の際現にある第1条の規定による改正前の肥料取締法施行規則の様式(第3項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の肥料の品質の確保等に関する法律施行規則(次項において「新規則」という。)の様式によるものとみなす。</p> <p>二 この省令の施行の際現に改正法による改正前の肥料取締法第4条第1項若しくは第2項、第5条若しくは第33条の2第1項の規定による登録又は仮登録を受け、又は同法第16条の2第1項若しくは第2項の規定による届出がされた普通肥料の保証票については、当分の間、新規則別記様式第9号から第11号までに規定する文字及び数字の大きさによらないことができる。</p> <p>三 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる</p> <p>(別記様式) 省略</p> |

| 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 | 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令 | 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則 |
|--|-----------------------------|------------------------------|
| <p>附 則（平成25年11月22日法律第76号） 抄 （施行期日）</p> <p>第1条 この法律は、平成26年4月1日から施行し、この法律による改正後の特別会計に関する法律（以下「新特別会計法」という。）の規定は、平成26年度予算から適用する。</p> | | |